函館北ロータリー クラブ

奨学会規定

第1条 名称

本会は函館北ロータリークラブ奨学会と称する。

第2条 所在

奨学会の事務所は函館北ロータリークラブ事務所に置く。

第3条 目的

奨学会は将来性が有望視される高校生、高等専門学校生を対象に、将来広く 社会に役立つ人材を育成することを目的に支援する。

第4条　資格

奨学会より支援を受ける資格は、次の項目に該当する者とする。

(1) 函館市内の高等学校、高等専門学校に在学している者。

(2) 学習意欲があり、校内外での活動に積極的に取り組んでいる者。

(3)その他クラブ奨学会が適当と認める者。

第5条　推薦

奨学生となることを希望する者は、クラブ奨学会委員長が依頼した学校の、 学校長推薦を受けるものとする。

第6条 選考

クラブ会長およびクラブ奨学会委員長はクラブ奨学会付則第 1 条第4項に規定された申請書に基づき審査を行い、クラブ理事会に報告して決定を付託す

第7条　答申

前条の規定によってクラブ理事会が付託を受けた事項については、クラブ理事会において協議し、その決定事項をクラブ会長および奨学会委員長に答申する。

この決定事項に付いては、推薦を希望した学校長にクラブ会長或いは奨学会 委員長が報告を行うものとする。

第8条 奨学生の人数、金額および期間

クラブ奨学生の人数および支給額は、毎年の学年始めにクラブ奨学会委員会 の意見を聞いて理事会が決定する。 支給期間は、在学する学校の卒業年次までとする。

第9条 支給方法

支給はクラブ理事会の承認に基づき、年間支給総額を年2回に分け、函館北 ロータリー・クラブ事務所、または例会においてクラブ奨学生本人に手渡すことを原則とする。

 尚、支給する日時については、クラブ奨学生の都合を事前に聞き取ること。

第10条　報告義務

クラブ奨学生は下記の事項について函館北ロータリークラブに報告する義務を負うものとする。 (1) 年2回(4月と 10 月)に、(様式3) 現況報告書の提出またはクラブ例会に出席しての現況報告、のいずれかを行う。

第11条支給停止

クラブ奨学生が次のいずれかに該当する時は、クラブ理事会はクラブ奨学 会委員会の意見を聞いて奨学金の支給を停止する。

(1) 奨学生が奨学金の支給を辞退した時。

(2) 奨学生が病気その他の事由により退学、又は就学が不可能になった時。

(3) 就学の指導担当者が奨学生の就学を不適当と認めた時。

(4) (様式3)現況報告書の提出またはクラブ例会での現況報告のいずれもない時。

(5) 奨学生の素行に不適当と認められる点、或いはロータリー精神に著しく違反することが認められた時。

第12条 規定の改正

本規定の改正は、クラブ細則第 16条(改正)に準じ、定足数の出席する 任意の例会に於いて、出席会員の2/3以上の賛成をもって改正できる。

第13条　書類の管理

提出された (様式1)奨学生願書および (様式2)奨学生推薦書等の書類は、 奨学生審査および関連する活動においてのみの利用に限る。また、奨学金支 給期間満了後3年間クラブ事務局で保管し、その後適切に破棄する。

付則 2019年3月1日 改正

奨 学 会 付則

1. 奨学生選考基準

第1項 選考

本会の目的(クラブ奨学会規定第3条)、資格(同規定第4条)および推薦

(同規定第5条)の各条を満たす者より選考する。

第2項 性行

将来ロータリー精神に基づいて地域社会に役立ち得る人材としての資質を

具えているもの。(学校長の推薦書)

第3項 健康

就学が困難となる心身上の欠陥のないこと。

第4項 申請の提出書類

1. 申請書(奨学生願書)(様式1)

2. 学校長の推薦書 (様式2)

第2条 奨学資金について

第1項 本奨学会の資金は、ニコニコ特別会計および会員有志の出資によって資金

を確保する。

第2項 前第1項で支給金が不足の場合は、函館北ロータリークラブ奨学会基金に

よって支給される。

1. 支給金額および人数

第1項 支給金額および人数は、当該年度のクラブ奨学会委員会によって立案をし、

当該年度の理事会の承認を得て実施するものとする。

付則 2019年3月1日 改正





